

# 「寒波・雪害対策」(平成17年12月28日寒波・雪害対策に関する関係省庁連絡会議決定)の取組状況

下線部は、前回会合時(18年1月6日)からの変更点

(平成18年1月13日現在のもの)

施策名	担当省庁	実施日	取組状況の概要
(1)ライフライン確保			
道路交通の確保	国土交通省	H17.12.26	・道路の除雪等の適切な実施、雪崩等の危険箇所の点検実施、除雪体制や情報連絡体制等についての再確認及び徹底等について各道路管理者へ通知した。
		H18.1.10	・国土交通大臣の指示により、市町村道への除雪費支援の検討に必要な調査を開始した。
		H18.1.13	・道府県管理道路の除雪費補助について、26道府県・政令市を対象に事業費169億円(国費113億円)を緊急配分した。
輸送の安全の確保	国土交通省	H17.12.28	・地方運輸局長等を通じ、全国の交通機関に対し年末年始の輸送等安全総点検(期間：H17.12.10～H18.1.10)を再徹底するよう指示した。
		H17.12.28	・管区海上保安本部長等に対し、「年末年始の特別警戒及び航路標識の総点検」(期間：H17.12.10～H18.1.10)を再徹底するよう指示した。
		H17.12.26	・JR東日本に対し、羽越線の脱線事故について自らも速やかに調査を行い、必要な措置を講じるよう指示した。
		H17.12.26	・羽越線の脱線事故を受け、全国の鉄軌道事業者に対し、鉄道輸送の安全確保について通達を発出した。
		H17.12.26	・羽越線の脱線事故を受け、全国の鉄軌道事業者に対し、風速計に係る緊急総点検の実施について通達を発出した。
		H17.12.30	・鉄道における気象観測、運転規制、防風対策のあり方など強風対策を検討するため、「鉄道強風対策協議会」の設置を決定した。
		H18.1.12	・厳冬期の鉄道の安全運行の再徹底に関して鉄道局長から指示した。
H18.1.13	・第1回「鉄道強風対策協議会」を開催する予定。		

緊急の輸送対策	国土交通省	随時	寒波・雪害等自然災害を含めた輸送障害時の対応については、鉄軌道事業者に対して、マニュアルの整備等の体制を整え、輸送障害時には適切な避難誘導、代替輸送等の措置を講ずることができるよう指導した。 なお、物流の影響については、現時点においては、輸送遅延等が出ているものの大きな混乱は生じていない、との報告を受けている。
停電発生時の復旧対策等の電力会社への要請	経済産業省	H17.12.28	原子力安全・保安院長から一般電気事業者等に対して、停電発生時における迅速な連絡及び復旧対策の実施、自社以外の事業者等との協力体制の構築、悪天候時における警戒体制の充実、塩害低減のための送電電圧低減等大規模停電を予防する対策の実施などの寒波・雪害対策の徹底を文書により要請した。(現在、供給支障は発生していない)
新潟地域における大規模停電の原因究明	経済産業省	H17.12.28	原子力安全・保安院長から東北電力株式会社に対して、12月22日に大雪を原因として発生した新潟下越地域における大規模な停電について、早急に原因究明を行い報告するよう文書により指示した。
(2)生活支援			
医療・福祉サービス等の確保	厚生労働省	H17.12.28 H18.1.10~ 随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県等に対し、「寒波・雪害対策」の内容を周知するとともに、高齢者、障害者等への必要な福祉サービスの継続的な提供等について十分な配慮を行うよう通知した。</li> <li>広域災害救急医療情報システム(EMIS)により、各都道府県等に対し、「寒波・雪害対策」の内容を一斉通報するとともに、被害発生時の情報提供を依頼した。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県(九州・四国除く)に対し、難病患者及び人工透析患者に関する被害が生じた場合の被害状況及び講じた措置について情報提供を依頼した。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道405号線の通行止めにより新潟県津南町及び長野県栄村において発生している孤立集落について、高齢者、障害者等への福祉サービスの提供の状況について情報収集を図っている。</li> </ul>

生鮮食料品等の供給円滑化・価格安定対策	農林水産省	H17.12.28	<p>・消費地間の入荷量の偏在化防止及び出荷の円滑化のため、全国農業協同組合連合会に対し、野菜の計画的な生産出荷の徹底に関して要請した。</p> <p>・食糧備蓄の供給については、地方自治体の要請に基づき迅速に対応できるよう体制整備を確保した。</p>
		H18.1.4～	<p>・生鮮野菜及び生鮮魚介の主要11品目(キャベツ、ねぎ、レタス、たまねぎ、きゅうり、トマト、ほうれんそう、はくさい、だいこん、まぐろ、あじ)の小売価格について、緊急調査(週1回、1月4日～6日の調査結果については1月10日公表)を実施している(1月4日～6日の調査では、今回調査対象とした生鮮野菜の小売価格は、一部平年価格の5割を上回るものがあるが、おおむね2割から3割程度の値上がりとなっている。)</p>
		H18.1.6	<p>・食品流通関係団体に対し、野菜の安定供給の確保と価格の安定に向けた配慮がなされるよう要請した。</p>
		H18.1.6～	<p>・生鮮野菜の大田市場における市況情報について当日午後には情報提供を行っている。</p>
		H18.1.10～	<p>・主要産地に野菜課長等の担当官を派遣し、出荷量の確保を要請している。</p> <p>(注)野菜の卸売価格は、現在の主産地である太平洋側の低温・干ばつにより入荷量が減少し葉茎菜類を中心に価格は平年より大幅に上回っている。平成18年1月11日現在の東京都中央卸売市場における卸売価格は、キャベツ166円/kg(平年比150%)、ほうれんそう591円/kg(128%)、ねぎ408円/kg(204%)、レタス398円/kg(144%)と依然大幅に上回って推移。指定野菜全体でみると203円/kg(128%)と平年を上回って推移。今後は平年並みの気温と予報されており、予報通りに推移すれば、出荷は徐々に回復し、野菜の価格も落ち着いてくるものと見られる。</p>
石油製品の安定確保	経済産業省	H17.12.28～	<p>・元売、石油製品販売業者に対し、年末年始にかけての連絡体制の構築について要請するとともに、石油製品の需給及び輸送状況に関する情報提供を依頼した。</p> <p>・ガソリン、灯油等石油製品の小売価格調査を1月第1週から実施した。(例年は1月第1週は実施しないものの、本年は石油価格高騰、寒波・雪害を考慮し、第1週も実施)</p> <p>・寒波・雪害に関し、元売各社に対し、石油製品の安定供給の確保と便乗値上げの防止を要請した。</p> <p>(注)・灯油価格(1リットル当たりの店頭価格)動向  平成17年1月4日:55.6円(全国平均)、55.0円(1道7県平均)  平成18年1月4日:72.3円(全国平均)、71.8円(1道7県平均)  平成18年1月10日:74.2円(全国平均)、73.7円(1道7県平均)</p> <p>・灯油在庫の動向  平成17年1月8日:414万kl、平成17年12月31日:322万kl、  平成18年1月7日:335万kl</p>
		H18.1.4	
		H18.1.12	

物価動向等の実態把握・監視	内閣府	H17.12.28	<p>・豪雪・寒波による生活関連物資等の価格及び供給に与える影響を最小限にし、国民生活の安定を確保するという観点から、物価担当官会議を開催し、各府省の連携の下に、生活関連物資等について、便乗値上げを防止する観点からも、価格動向の調査・監視を行うこと、</p> <p>生活関連物資等の需給や価格について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めることについて申し合わせを行った。</p> <p>・物価担当官に関する年末年始における緊急時の連絡体制について整備した。</p>
		H18.1.4	<p>・地方公共団体に対し、物価情報ネットワークを通じて、生活関連物資等の価格動向等について迅速かつ緊密な情報提供・連絡に努めるよう要請した。</p>
		H18.1.13	<p>・物価担当官会議を開催し、寒波・雪害に関する物価対策をとりまとめた。</p> <p>・国民生活モニターを利用し、生活関連物資等の価格動向等について、全国規模で調査を実施・公表することとした。</p>

雪下ろしに伴う雪捨て場の確保等	内閣府	H17.12.28	内閣府特命担当大臣(防災)より「今冬の雪害に対する防災態勢の強化について」を指定行政機関、都道府県及び指定公共機関の代表者宛に通知し、特に雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による人身事故の防止対策の徹底及び雪崩に対する警戒態勢の強化を要請した。
	国土交通省	随時	河川敷における雪捨て場は、地方公共団体の要請に応じ随時確保することとしている。(さらに、「今冬における防災対策について」を通知し、雪捨て場の確保について、その趣旨を周知、徹底した。)
(3) 農林漁業者支援			
ハウス栽培、森林等の農林水産関係被害の緊急調査と応急対応	農林水産省	H17.12.26	・農作物及び営農施設等の被害状況の適切な把握に留意するよう、地方農政局等に対し、「平成17年12月初旬からの降雪等による災害対応について」を通知した。
		H17.12.27・28	・都道府県、森林管理局に対して「平成17年12月初旬からの降雪等による災害対応について」を通知し、林野関係被害の迅速かつ的確な対応を図るよう要請した。
		H17.12.27	・関係団体等に対し、「平成17年12月初旬からの降雪等による被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について」を通知した。
		H17.12.28	・地方農政局等に対し、「寒波・雪害等に伴う農作物等の被害防止技術対策及び作業の安全確保に向けた留意事項について」を通知した。
		H17.12.28	・都道府県に対し、寒波・雪害等による漁港、海岸、漁業用施設等に被害が発生した場合の迅速な対応を図るため、「寒波・雪害等に関する被害報告について」を通知した。
		随時	・統計・情報センターの職員が雪害発生都度、管内の被災地に出向き、野菜、果樹等農作物の被害面積、被害量等被害状況の調査に入り、取りまとめを実施することとしている。

燃油、飼料等農林水産業生産資材の確保	農林水産省	H17.12.28	・燃油(A重油)については、関係者に対し、円滑な流通の確保を要請した。 ・飼料については、地方農政局等に対し、「寒波・雪害に伴う農作物等の被害防止技術対策及び作業の安全確保に向けた留意事項について」を通知した。
農林漁業者の資金対策	農林水産省	H17.12.22 ~ H18.1.5	・農林漁業金融公庫において相談窓口を設置している。  ・被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係金融機関に依頼した。
農林漁業活動に当たっての安全性確保	農林水産省	H17.12.28 H17.12.28	・地方農政局等に対し、「寒波・雪害等に伴う農作物等の被害防止技術対策及び作業の安全確保に向けた留意事項について」を通知した。  ・都道府県に対し、「寒波・大雪に対する林業労働安全対策について」を通知し、林業関係団体・林業事業者等への一層の指導強化を図るよう要請した。
(4) 中小企業者・自営業者支援			
中小企業者・自営業者に対する経営相談窓口でのきめ細かい対応	経済産業省	H18.1.10	・経営相談窓口を全国に開設している。(現時点で寒波・雪害により被害を受けた中小企業者・自営業者からの相談は特にならない。) ・新潟県、長野県での災害救助法の適用を踏まえ、同県内に災害復旧貸付等に対応するための特別相談窓口を設置した。
中小企業者・自営業者の資金需要に対する対応	経済産業省	H18.1.10	・一般貸付は受付中である。(現時点で寒波・雪害により被害を受けた中小企業者・自営業者からの融資相談は特にならない。) ・新潟県、長野県での災害救助法の適用を踏まえ、同県内で災害復旧貸付、既往債務の条件緩和、小規模企業共済災害時即日融資を適用。
	財務省 厚生労働省	H18.1.10	・国民生活金融公庫において、新潟県及び長野県内全支店に「平成18年1月大雪による災害に関する特別相談窓口」を設置するとともに、店舗、機械設備、商品などに被害を受けた中小企業を対象とした災害貸付の取扱を開始した。

(5) 地方公共団体の講ずる措置への支援			
道路等の除排作業経費に対する特別交付税措置、道府県への補助金の緊急配分及び市町村道除雪費補助の検討	総務省		3月分の特別交付税の交付に向けて、地方公共団体に基礎数値を照会中である。
	国土交通省	H18.1.10 H18.1.13	・国土交通大臣の指示により、市町村道への除雪費支援の検討に必要な調査を開始した(再掲)。 ・道府県管理道路の除雪費補助について、26道府県・政令市を対象に事業費16.9億円(国費11.3億円)を緊急配分した(再掲)。
学校施設の雪害による被害の復旧に要する費用の補助	文部科学省		雪害により被害を受けた公立学校施設について、引き続き被害状況を調査中であり、補助申請が上げられたものから順次現地調査等を行い、一定の要件の下、復旧に要する費用の一部の補助を行う。
(6) 事故防止			
事故防止に係る注意喚起のための広報啓発	警察庁	H17.12.27	各都道府県警察に対して通達(雪害の防止対策強化について)を发出し、雪害実態の的確な分析及び地域の実態に即した雪害防止のための広報活動等の徹底を指示した。
	国土交通省		雪崩危険箇所の周知、点検、警戒・避難訓練の実施等を含む雪崩防災週間(12月1日～7日)の実施について関係機関に通知し、住民・観光客・工事関係者等に対してポスターの掲示、パンフレットの配布等を通じた広報活動を実施した。
積雪・路面凍結等による交通事故の防止	警察庁	H17.12.28	各都道府県警察に対して「豪雪時における交通管理対策について」を通知し、降雪に伴う交通事故等の防止を図るため、道路管理者と連携し積極的な道路交通情報の提供と交通規制、適正な迂回対策の徹底を指示した。
貨物船からの木材流出事故、海難事故への対応	国土交通省	H17.12.22	・外交ルートを通じ、ロシア当局に対し運航者等関係者に対する指導を強化するよう依頼した。
		H17.12.28	・管区海上保安本部長等に対し、「年末年始の特別警戒及び航路標識の総点検」(期間：H17.12.10～H18.1.10)を再徹底するよう指示した。(再掲)
		随時	・荒天時、日本海航行中の木材運搬船に対し、無線等により「荷崩れ防止注意報」を周知した。
		随時	・入港した木材運搬船に対する訪船指導・情報提供を強化した。
		随時	・漁船に対して、荒天時の早期避難、出漁見合わせについて漁業協同組合等を通じた周知を徹底した。

(7) 災害発生時の備え			
防災気象情報の的確な提供	国土交通省		各地の気象台は大雪や暴風雪に関する警報・注意報等を適宜適切に発表し、警報については関係機関への確実な伝達を実施した。また、気象庁本庁においては暴風雪や大雪に関する全般気象情報を適宜発表した(12月1日から1月12日までに計44回発表)。なお、新潟地方気象台では新潟県豪雪対策本部へ職員を派遣し気象解説を実施した。
雪崩対策(周知・点検等)	内閣府	H17.12.28	内閣府特命担当大臣(防災)より「今冬の雪害に対する防災態勢の強化について」を指定行政機関、都道府県及び指定公共機関の代表者あてに通知し、雪崩のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底、気象等に関する情報の収集・伝達、警戒態勢の強化等を要請した。
	国土交通省	H17.10.25	・関係地方整備局、道府県に雪崩災害に対する注意喚起を行い、雪崩危険箇所の周知、点検、警戒・避難訓練等を実施するよう通知した。
		17.12.22	・雪崩関係の地方整備局等及び道府県に対する注意喚起(雪崩災害に対する警戒、災害報告の徹底)について通知した。
		H17.12.26	・道路の除雪等の適切な実施、雪崩等の危険箇所の点検実施、除雪体制や情報連絡体制等についての再確認及び徹底等について各道路管理者へ通知した。
		18.1.12	・関係地方整備局と関係道府県に雪崩災害に対する警戒に万全を期すよう文書で通知した。  ・気温の上昇や雨による雪崩が懸念されるため、関係地方整備局と関係道府県に注意喚起(雪崩災害に対する警戒、災害報告の徹底)について通知した。
災害即応態勢の確立	内閣官房	H18.1.13	内閣危機管理監主宰に係る「雪害関係緊急参集チーム会合」を開催し、雪崩等による被害発生に備え、警戒体制、被害発生時の迅速な応急活動の徹底を図った。
	警察庁	H17.12.27	・各都道府県警察に対して「雪害の防止対策強化について」を通知し、雪害警備計画を策定するなど、積雪の状況及び被害発生状況に即応した警戒警備・救助体制の早期確立等の徹底を図っている。
		H17.12.28	・各都道府県警察に対して「広域緊急援助隊の有事即応体制の確立について」を通知し、被災県警察等で対応できない雪崩等による大規模災害に対する隣・近接都道府県警察広域緊急援助隊の即応体制の確立を指示した。
		H18.1.6	・災害警備連絡室設置 ・各都道府県警察に対して「大規模雪害事案に対する即応体制の強化について」を通知し、危険箇所の点検把握、大規模な災害が発生した場合の救出救助体制の確立等を再徹底した。
		H17.12.27	・消防庁長官より「雪害対策の強化について」を都道府県知事あてに通知し、防災関係の連携強化や消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の即応体制の確立を要請した。



	消防庁	H17.12.28	・各都道府県に対し被害状況について報告するよう再度要請した。
		H18.1.6	・災害対策室設置(第1次応急体制)
	国土交通省	H17.12.28	・管区海上保安本部長等に対し、「年末年始の特別警戒及び航路標識の総点検」(期間：H17.12.10～H18.1.10)を再徹底するよう指示した。(再掲)
地方公共団体との連絡体制の強化	各省庁		各施策の実施に当たり、緊密な連携を確保することとしている。

雪害状況現地調査の実施	内閣府	H17.12.27 ~ H18.1.7 H18.1.13	<p>・内閣府に内閣府情報対策室を設置し、被害状況や対応状況について、関係省庁と連携して情報収集・共有を図っている。今後、被害状況等を踏まえ、現地調査を実施することとしている。</p> <p>・内閣府特命担当大臣(防災)以下10名により、新潟県を視察し、被害状況並びに現地の対応状況等を把握した。</p> <p>・雪害に関する今後の防災対策のため、秋田県において関係省庁21名による「雪害関係省庁合同現地調査」を実施するとともに、別途、長野県等における現地調査についても1月16日(月)に実施する方向で調整をしている。</p>
通信・放送の確保等の要請	総務省	H17.12.28	<p>・通信関係については、主要な電気通信事業者及び関係業界団体あてに「電気通信事業に係る電気通信施設の大雪対策の徹底・強化及び早期復旧対策の徹底について」を通知し、電気通信設備に対する寒波・雪害対策の積極的な取組を実施するよう要請した。</p> <p>・放送関係については、日本放送協会及び地上系一般放送事業者(沖縄県を放送対象地域とする放送事業者を除く。)あてに「寒波・雪害に係る災害情報の伝達及び放送システムの安全性・信頼性の確保について」を通知し、災害放送に対する積極的な取組、及び放送の確保に留意した積極的な取組を実施されるよう要請した。</p>
自衛隊の災害派遣	防衛庁	H17.12.28 ~ H18.1.6 ~	<p>・各部隊等において、情報を収集しているところ、要請があれば迅速に部隊等を派遣しうよう、関係機関との連携をさらに強化している。</p> <p>・長野県・新潟県・秋田県各知事からの災害派遣要請を受け、陸上自衛隊の隊員延べ約2,000名(12日現在)が緊急車両の通行確保のための除排雪、孤立予想世帯等の除排雪等を実施している。(12日現在、長野県栄村、新潟県十日町市・津南町・妙高市・上越市・湯沢町において活動継続中)</p>
雪害関係省庁連絡会議の開催	内閣府	H17.12.27 ~ H18.1.10	<p>・内閣府に内閣府情報対策室を設置し、被害状況や対応状況について、関係省庁と連携して情報収集・共有を図っている。今後、被害状況等を踏まえ、連絡会議を開催することとしている。</p> <p>・内閣府特命担当大臣(防災)出席のもと、「大雪に関する災害対策関係省庁連絡会議(局長級)」を開催し、被害状況や関係省庁の対応状況についての情報共有を図るとともに、秋田県等において「雪害関係省庁合同現地調査」を実施することを決定した。</p>
	内閣府	H17.12.28	内閣府特命担当大臣(防災)より「今冬の雪害に対する防災態勢の強化について」を指定行政機関、都道府県及び指定公共機関の代表者宛に通知した。
	総務省	H18.1.11	郵政事業については、日本郵政公社あてに「郵政事業に関する寒波・雪害対策について」を通知し、現在の日本郵政公社の被災者救援対策が、被災地の実情、被災者の状況に応じた適切かつ効果的なものとなるよう依頼した。また、一部遅延している郵便事業の業務運行に関して、適切な措置を講ずるよう併せて依頼した。

関係機関への雪害対策強化等についての通知発出等	消防庁	H17.12.27	消防庁長官より「雪害対策の強化について」を都道府県知事あてに発出し、雪おろし等のもとより、なだれ等に係る人身事故の防止について、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう要請した。
	文部科学省	H17.12.16、22	・関係道府県の教育委員会等に対し「積雪による学校建物の災害防止対策について」を通知し、注意喚起を図った。
		H17.12.27 ~	・省内に災害情報連絡室を設置した。
		H17.12.28	・内閣府特命担当大臣(防災)からの通知を踏まえ、各都道府県教育委員会等に対し「今冬の雪害に対する防災態勢の強化について」を通知し、注意喚起を図った。
		H18.01.10	・関係道府県の教育委員会等に対し「今冬の大雪における通学路等の安全確保について」を通知し、注意喚起を図った。
農林水産省	H17.12.28	・内閣府特命担当大臣(防災)からの通知を踏まえ、各地方農政局等に対し「今冬の雪害に対する防災態勢の強化について」を通知し、注意喚起を図った。	
国土交通省		17.12.27	・国土交通省に豪雪情報連絡室を設置し、関係地方整備局に豪雪情報連絡本部を設置した。
		17.12.28	・省内各局及び地方支分部局に対し、所管施設管理の一層の強化、除雪態勢の再点検等、冬季における防災体制の強化を通知した。
		18.1.6	・国土交通本省、東北地方整備局、北陸地方整備局、東北運輸局、北陸信越運輸局に豪雪対策本部を設置した。
		18.1.12	・各地方整備局等及び都道府県に対し、豪雪に伴う雪崩、融雪出水等対策について万全を期すよう通知した。

(8)被災者対策			
災害救助法の適用の検討	厚生労働省	H17.12.27、28	・各都道府県に対し、応急救助に関する関係機関との連絡体制の強化及び迅速な情報提供等について通知するとともに「寒波・雪害対策」の内容を周知した。
		H18.1.5	・各都道府県に対し、「豪雪に対する災害救助施策の対応について」を通知し、災害救助法の適用に関する解釈について改めて周知するとともに、引き続き関係市町村等との連携体制に配慮するよう要請した。
		H18.1.6～	・災害救助法の適用等について各都道府県との連絡調整及び情報収集を行うとともに、災害救助法が適用された場合には関係機関等への周知を行っている。 なお、これまでに新潟県知事は県内の8市町(十日町市、妙高市、南魚沼市、魚沼市、上越市、湯沢町、津南町、川口町)に、長野県知事は県内の8市町村(飯山市、信濃町、山ノ内町、白馬村、小谷村、木島平村、野沢温泉村、栄村)に災害救助法を適用した。(1/12 15:00現在)
	H18.1.11	・各都道府県に対し、「冬期中の気温の上昇に関する災害への注意及び救助施策の対応について」を通知し、なだれや融雪による災害への注意を喚起するとともに、災害救助法の適用に関する留意点について通知した。	
	金融庁	H18.1.6、7	・災害救助法の適用決定を受け、各地域の銀行協会等に対し、災害関係の融資に関する措置を含む「平成18年豪雪災害に対する金融上の措置について」を発出した。 [新潟県銀行協会等 1月6日17:20、長野県銀行協会等 1月7日22:55]
被災者生活再建支援法の適用の検討	内閣府		関係自治体と連絡を密にしているが、現時点、適用要件を満たす区域(市町村)はない。
国有財産の使用	財務省	H17.12.28	・未利用国有地(仮設住宅敷地を想定)及び宿舍について、国有財産法第22条第1項第3号の規定により、地方公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供する場合には、無償で使用させることとしており、使用可能な財産のリストアップを実施している。
		H18.1.6	・関係道府県に対して財産使用要望の有無を確認している。(現時点で、地方公共団体から具体的な要望はない)
必要に応じた納税申告期限等の延長等	財務省		雪害を受けた場合の税務上の取扱いについてホームページ等で広報を実施している。
電力料金等の特別措置	経済産業省	18.1.6～	・電力会社等から災害救助法の適用を受けた地域及び隣接する地域における電力・ガス料金その他の供給条件についての特別措置(料金の支払期限の延長等)の申請を即日認可している。 [電力]東北電力、中部電力 [ガス]妙高市、魚沼市、上越市、川口市(予定)(以上新潟県)、長野都市ガス(予定)

(9) その他

必要に応じた財政上の措置の検討

フォローアップと今後明らかとなる被害等への対応